

法定要件に関する事項⑤

鉱物資源

鉱物資源の探査や採掘で意図せずに人間が地層処分施設に接近する可能性が考えられ、これを避ける観点から、以下の考慮事項を設定します。

個別地区ごとに評価する事項

地層処分を行おうとする地層において、その採掘が経済的に価値が高い鉱物資源が存在する地域は含めないように、概要調査地区を選定します。

評価の考え方について 文献により存在が確認される鉱物資源のうち、現時点でその採掘が経済的に価値が高いと判断されるものは、人間が地下を掘削する動機となる可能性があることから、これが存在する地域を概要調査地区に含めないようにします。

対象とする鉱物資源は、鉱業法第3条第1項の鉱物に準じます。

その採掘が経済的に価値が高い鉱物資源の存在については、鉱業法に基づく採掘権の有無を確認します。採掘権とは、鉱物の存在が明らかであり、その採掘の経済的価値もしくはその可能性が認められ、本格的な採掘作業を行うための権利です。採掘権がある鉱物資源については、さらに事業の着手・休止に関する資料を確認し、採掘（鉱物の産出が認められる）中のもの、または休止中（未着手を含む）であっても品位や可採量等が採掘中のものと同様以上であることが明らかなものについては、その採掘が経済的に価値が高いとし、これらが存在する地域は含めないように概要調査を行う範囲を設定し、概要調査地区を選定します。

また、採掘権がない鉱物資源についても、休止中の場合と同様、公的に認められた記録により上記と同様以上であることが明らかなものは、その採掘が経済的に価値が高いとし、これが存在する地域は含めないように概要調査を行う範囲を設定し、概要調査地区を選定します。

鉱物資源が存在する可能性があるものの、上記に該当しないものについては、その経済性について、概要調査あるいはそれ以降の調査において検討していきます。

なお、現在は鉱物資源とみなされていないものの、将来、有用な資源となる可能性のあるもの、地熱、温泉、地下水の資源等については、概要調査地区が選定された後の段階で引き続き検討していきます。

鉱業法第3条第1項の鉱物について 鉱業法第3条第1項に定義されている鉱物は、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クロム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひ鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号三十一以上の耐火度を有するものに限る。）及び砂鉱（砂金、砂鉄、砂すずその他ちゆう積鉱床をなす金属鉱をいう。）です。